

一般社団法人和歌山県言語聴覚士会

会員及び会費に関する規程

(目的)

第1条 この規程は定款第7条の規程に基づき、一般社団法人和歌山県言語聴覚士会（以下「当法人」という。）の会員の会費の納入に関し必要な事項を定めるものとする。

(会員の種類)

第2条 当法人の会員は定款第5条に定めるとおり、正会員、学生会員、賛助会員の3種とする。

(年会費)

第3条 正会員、学生会員、賛助会員は、年会費を納入しなければならない。

年会費は会員種類に応じて下記各号の通りとする。

- | | |
|----------|----------|
| (1) 正会員 | 7,000 円 |
| (2) 学生会員 | 2,000 円 |
| (3) 賛助会員 | 5,000 円 |
| 法人は | 10,000 円 |

2. 会費は原則として、毎年6月30日までに納入しなければならない。

(休会に関する細則)

第4条 休会中の会員は会費を納入しなくてもよい。

1. 勉強会等の各種情報を得ることが出来るが、勉強会など参加する場合は会員外としての扱いとなり参加費を納入しなければならない。
2. 休会中の正会員は議決権、選挙権、被選挙権を持たないものとする。
3. 休会の期間は最長2年までとする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は社員総会の決議を経て行う。

(付則)

この規程は平成26年5月31日から施行する。

この規定は平成30年5月31日から施行する。